

寒川町介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 9 号

寒川町介護保険法施行細則の一部を改正する規則

寒川町介護保険法施行細則(平成 25 年寒川町規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 5 号様式中

「

前回の要介護 認定の結果等 * 要介護・要支援更新認 定の場合のみ記入	要介護状態区分 1 2 3 4 5 要支援状態区分 1 2
	有効期限 年 月 日から 年 月 日

」

を

「

前回の要介護 認定の結果等	* 要介護・要 支援更新認定 の場合のみ記 入	要介護状態区分 1 2 3 4 5 要支援状態区分 1 2
		有効期限 年 月 日から 年 月 日
	* 14 日以内に 他自治体から 転入した者の み記入	転出元自治体（市町村）名 [] 円(A) （既に認定結果通知を受け取っている場合は「いいえ」を選択 してください) はい ・ いいえ 「はい」の場合、 申請日 年 月 日

に改め、「指定介護療養型医療施設」の次に「・介護医療院」を加える。

第 6 号様式中「指定介護療養型医療施設」の次に「・介護医療院」を加える。

第 7 号様式中「の 1 割(介護保険法第 49 条の 2 の規定が適用される場合は 2 割)」を「に、別途介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額」に改める。

第 20 号様式中「1 割・2 割」及び

「

支給限度額／年	円(A)	
支給済額	円(B)	
支給限度額残額	円(C)	
当該介護保険対象購入額	円(D)	を削る。
上記の 割(万円以内)	円(E)	
支給額() ≤ () = () _____円		

」

第 22 号様式中「(この金額の 9 割が支給予定額です。)」を削る。

第 23 号様式中「1 割・2 割」及び

「

支給限度額／年	円(A)	
支給済額	円(B)	
支給限度額残額	円(C)	
当該介護保険対象購入額	円(D)	を削る。
上記の 割(万円以内)	円(E)	
支給額() ≤ () = () _____円		

」

第 30 号様式中「ユニット型準個室」を「ユニット型個室的多床室」に改める。

第 31 号様式中「ユニット型準個室」を「ユニット型個室的多床室」に、「及び短期入所生活介護(平成十八年四月一日からは、これらに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活保護及び介護予防短期入所生活介護を加える。この証の表面において「特養等」という。)並びに介護保健施設サービス、指定介護療養施設サービス及び短期

入所療養介護(同日からは、これらに介護予防短期入所療養介護を加える。)」を「、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護(この証の表面において「特養等」という。)並びに介護保健施設サービス、介護医療院サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(」に改める。

第 32 号様式及び第 33 号様式中「ユニット型準個室」を「ユニット型個室的多床室」に改める。

第 34 号様式中「ユニット型準個室」を「ユニット型個室的多床室」に改め、「指定介護福祉施設サービス」の次に「又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を加え、「特定介護老人福祉施設」を「特別養護老人ホーム」に、「指定介護老人福祉施設」を「特別養護老人ホーム」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(残存用紙の使用)

2 この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調製された様式で現に残存するものに限り、所要の調製をし、当分の間使用することができる。